

公益社団法人 群馬県獣医師会役員報酬に関する規程

(根 拠)

第1条 この規程は、定款30条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支払)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の役員報酬は総会で設定された別表の総額の範囲内とし、役員個別報酬は理事会で決定するものとする。

(報酬の支給方法等)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し、支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正手続)

第7条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成30年6月10日改正

別表

役員報酬年額

会長	100万円までの範囲内
副会長	50万円までの範囲内
専務	60万円までの範囲内
理事	20万円までの範囲内
監事	30万円までの範囲内